

平成24年度  
長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会  
検討結果報告書

平成25年3月

長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会

## 目 次

1	はじめに -----	1
2	中之島地域コミュニティの現状について -----	1
	(1)コミュニティ関係の組織	
	(2)コミュニティ活動を行う施設	
3	今後中之島地域コミュニティのあり方について -----	2
	(1)地域住民や団体等の新たなコミュニティへの参画促進	
	(2)コミュニティ組織について	
	(2)具体的な活動内容について	
	(3)中之島コミュニティセンター施設について	
4	おわりに -----	5
○	付属資料 -----	
	(1)長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会の検討経過	6
	(2)長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会設置要綱	8
	(3)平成23年度・平成24年度長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会委員名簿	9
	(4)中之島コミュニティ推進会議規約(案)	10
	(5)中之島コミュニティ推進会議組織構成(案)	12
	(6)中之島コミュニティ推進会議組織構成図(案)	14
	(7)中之島地域のコミセン化に伴う既存施設利活用計画(案)	15

## 1 はじめに

中之島地域では、当地域の特色を活かしたコミュニティづくりを目指し、平成21年度から「長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会」において、「四郎丸・黒条コミュニティセンター」の先進地視察を実施するとともに、今後中之島地域のコミュニティ組織及び施設の方向性について2年間にわたる検討を行い、中之島地域委員会において検討の結果を報告しました。

引き続き、平成23年度からはこの検討結果を受けて、「長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会」において、先進地である三島地域の「みしまコミュニティセンター」の視察研修を実施、中之島地域のコミュニティ推進母体の名称、組織、構成、事業内容及びコミュニティ施設についての検討などを行いました。さらに、中之島地域のコミュニティ施設の現状を視察し、当地域におけるコミュニティ活動を行う組織の構成や事業の内容、及びコミュニティ活動を行う施設について具体的な検討作業を行いました。

そこで、ここに2年間の検討の経過や内容についてご報告させていただきます。

## 2 中之島地域のコミュニティの現状について

### (1) コミュニティ関係の組織

中之島地域には66の町内会と、それを包括する8つの連合町内会があり、それぞれの町内会は、住民相互の親睦活動や回覧板の回付をはじめとする町内住民相互の連絡、居住環境の向上のための取組み、防火・防犯・防災などに関する活動を活発に行っています。

また、連合町内会は、各町内会の共通した活動や課題解決の取組み、そして住民同士の連携が必要な防災活動や行政との連絡調整などの活動を活発に行っています。

さらに、旧小学校区単位の8地区に設置された中之島公民館の分館では、運動会、敬老会、夏祭りなど、文字どおり地域に密着した活動を自主的且つ活発に行っており、当地域における基礎的な特色あるコミュニティ組織となっています。

その他に当地域には、主なコミュニティ関係の組織は次のような団体が活発に活動を行っております。

中之島文化懇話会、中之島郷土史研究会、中之島芸能協会、各種体育・文化等サークル活動団体、中之島地域子ども会育成会連絡協議会、長岡市社会福祉協議会中之島支所、長岡市老人クラブ連合会中之島支部、中之島地域小・中学校PTA組織、長岡市食生活改善推進協議会中之島支部、長岡市スポーツ協会中之島地区体育協会、長岡市中之島地区スポーツ推進委員会など



## (2) コミュニティ活動を行う施設

現在、コミュニティ活動を行っている中心的施設としては、中之島公民館とその8分館があり、その他中之島文化センター、中之島体育館、中之島北体育館があります。さらに、老人憩いの家が4施設、デイサービスセンターが1施設、児童館2施設、児童クラブが2施設あります。

さらに、学校施設開放により、小学校3校と中学校1校の体育館を社会体育の活動や中之島公民館分館主要事業である運動会、敬老会などに利用しています。

## 3 今後の中之島地域コミュニティのあり方について

これからの中之島地域のコミュニティ組織は、公民館や分館を中心とした従来からの特色あるコミュニティの良いところを継承し、さらに広く関係団体などの参画を得た「中之島コミュニティ推進会議」が新たな中之島地域コミュニティの中心組織となり、その中に、運営委員会や役員会、専門部会などを置き、それぞれがその役割を果たしてコミュニティ活動の推進を図ることとします。

また、中之島コミュニティセンターは新設を行わず、既存の中之島公民館を活用した施設利用を図り、平成26年度からの開設を目指しています。

### (1) 地域住民や団体等の新たなコミュニティへの参画促進

中之島地域においては、66の町内会が基礎的なコミュニティの組織として活発に活動しています。さらに、これを包括する8つの町内連合会と公民館分館を中心としたコミュニティが地区住民の間にしっかりと根を下ろしていて、自主的で活発な活動を展開しており、これらは特色ある当地域のコミュニティの基盤であり、これを継続し発展させることが重要です。

現在、中之島地域では、特定の目的ごとに活動する団体やサークルなど数多くあり、それぞれ活発に活動していますが、今後、これらの団体がその枠組みを超えて、連携を強め地域全体のコミュニティ活動を推進してゆくことが必要です。

今後、中之島地域において新たなコミュニティづくりに取り組むため、多くの地域住民や関係の団体・機関が「中之島コミュニティ推進会議」を組織することが必要です。この推進会議においては、住民や関係の団体などが、それぞれ主体性を持ちながら、協働し幅広くコミュニティに関する事業を推進し、新たなコミュニティづくりに取り組むことが必要です。



そして、この推進会議が効果的にコミュニティ活動を推進するためには、多くの住民や関係団体、サークル等への自主的な参画を広く求め、参加した住民や団体等が活発にコミュニティ活動を展開できるような事業が必要です。

さらに、その運営においては、望ましいコミュニティ活動を推進するため、幅広く住民や関係団体などの声を聞き、それらを自由・活発に議論し、よりよい姿で地域コミュニティが発展するよう取組むことが必要です。

## (2) コミュニティ組織について

中之島コミュニティ推進会議には、規約の制定・改廃、事業計画報告及び収支予算決算の承認に関する事項、役員を選任等の事項を検討審議するため、中之島コミュニティ推進会議規約（10P資料参照）を定め「中之島コミュニティ運営委員会」を設けます。

この運営委員会は、連合町内会、公民館分館、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、食生活改善推進協議会、地区体育協会、地区スポーツ推進委員会、農協支店等の中之島地域内の関係団体、関係機関の業務に携わる方々（30名以内）に協力を呼びかける予定です。

また、運営委員会は年に1又は2回程度の開催となることから、運営委員会に付議すべき事項や事業の企画・実施等に関する事項を検討するため、「役員会」（9名）を設け運営委員会事業がスムーズに運営できるように努めます。

次に推進会議の目的達成のため4つの「専門部会」（各15名以内）を設けます。生涯学習の推進と文化的諸活動を進める「学習部会」、地域住民相互の親睦、地域間世代間交流、防犯、防災、交通安全等の生活安全を進める「町づくり部会」、健康の維持増進、スポーツやレクリエーションの普及振興、社会福祉の向上、青少年の健全育成を進める「健康福祉部会」、そして、現コミュニティの中心を担っている8地区分館の交流会や地区を越えた合同事業を推進する「分館部会」を設けて地域に密着した活動を推進していきます。

そして、この推進会議の具体的活動内容の紹介や各種事業の案内等を図るため、専門委員会として「広報委員会」（8名）を設けて中之島地域内への情報発信を行います。

## (3) 具体的な活動内容について

今後の活動内容については、運営委員会、専門部会で事業計画を審議検討していくこととなりますが、初年度の主要事業（案）として「なかのしまコミュニティ推進準備委員会」では次の事業の取り組みを考えています。

- 学習部会            歴史講座、女性セミナー、絵画教室など
- 町づくり部会      防犯・防災・交通安全意識向上運動など
- 健康福祉部会      いきいき健康講座、健康料理教室、スポーツ教室など
- 分館部会            分館交流研修会、地区運動会・夏祭りなど

#### (4)中之島コミュニティセンター施設について

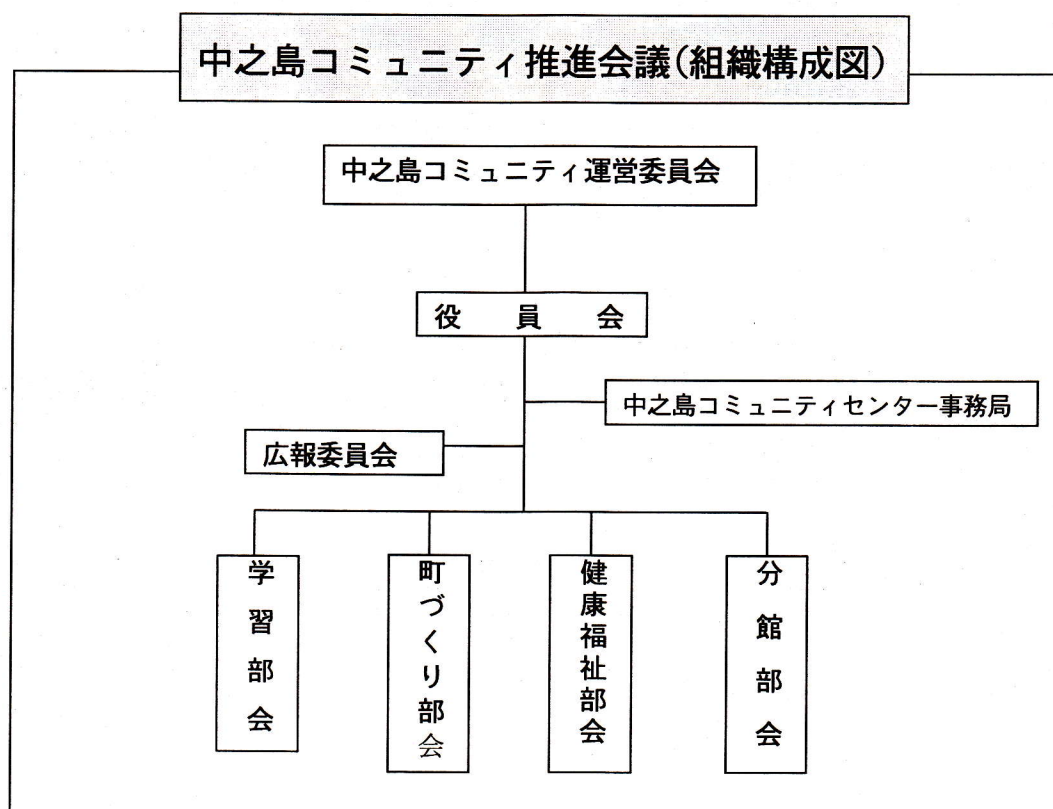
中之島地域では、中之島コミュニティセンターを開設するにあたり、主に地域全体を対象にして活動するものは現中之島公民館の施設を活用し、8地区においては公民館分館の施設を活用するものとし、それぞれの施設を中心にしてコミュニティ活動を行うこととします。

現中之島公民館は、平成3年に建設された旧中之島農村環境改善センターを利用した施設であり、和室2、研修室2、調理室、多目的ホールを備えた施設で、行政、町内会、各種団体等から活発に利用されており、中之島夏祭りや中之島産業祭のメイン会場としても広く利用されています。

また、コミュニティセンターの分館（分室）となる現在の公民館分館の8施設は、設置後かなりの年数が経過しており、また小学校の統合により閉校となった施設を利用している分館施設もあり、その維持管理が今後の課題です。これらの分館施設は8地区コミュニティ活動の拠点となる大切なものであり、地区に欠くことができない施設です。

特に上通地区は、平成21年度からの「なかのしまコミュニティ検討委員会」を設置する以前から、共働きの多い地区のため放課後児童の居場所づくりのため児童館の要望や中之島公民館上通分館以外に集会施設がないことから集会施設の設置の強い要望があり、今後、「なかのしまコミュニティ推進準備委員会」及び新たな「中之島コミュニティ推進会議」の中でも十分検討し、改善に向けての取り組みが望まれます。

今後、平成25年度には、更なる活動内容を話し合い、中之島地域コミュニティ活動のより一層の拡充に合わせた機能や施設の必要性について当委員会で十分検討しまとめていく必要があります。





「中之島コミュニティ推進会議」組織構成(案)及び構成図(案)・・・(12～14P資料参照)

「中之島地域のコミセン化に伴う既存施設利活用計画(案)・・・(15P資料参照)

#### 4 おわりに

中之島地域の旧8小学校区を単位とする連合町内会及び公民館分館を基盤とした地区のコミュニティ組織体制及び分館施設は、地域内外に誇れる中之島地域の大きな特色であり大きな財産でもあります。

この素晴らしい体制を今後も発展的に継承し、将来的には、「住み良い地域社会を築くために自分たちでできることは自分たちで行う」という「住民自治」の考え方を中之島地域に定着させることを目指します。

中之島地域の町づくりの実現に向け、平成25年度も引き続き、住民参加のコミュニティ推進事業を検討し、さらに具体的な活動を行いたいと思います。

今後とも中之島地域コミュニティの推進体制の構築に向け着実に活動・検討していきたいと思いますので関係各位のご理解、ご協力をお願いします。

○ 付 属 資 料

(1)長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会の検討経過



1 平成23年度なかのしまコミュニティ推進準備委員会

会議名	年月日・会場	主 な 議 題 等	参加者等
なかのしまコミュニティ推進準備委員会	平成23年8月25日 午後7時～9時 (会場 中之島公民館)	①委嘱状の交付 ②正副委員長の互選 ③平成22年度長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会検討結果報告書について ④中之島地域のコミュニティ組織と施設の具体的検討について	委員、市民活動推進課課長・係長、支所長、地域振興課職員 20人
	平成23年10月21日 視察 午後1時30分～3時30分 (みしまコミセン)  会議 午後3時30分～5時20分 (会場 中之島公民館)	視察研修 ①活動内容について ②施設見学 委員会 ①みしまコミセンを視察研修しての感想について ②中之島地域におけるコミュニティ推進組織の具体的事業の検討について	委員、支所長、地域振興課職員 16人
	平成23年12月13日 午後6時30分～8時10分 (会場 中之島公民館)	①中之島地域におけるコミュニティ推進協議会(仮称)の組織構成について ②コミュニティ推進協議会の主な事業内容について	委員、市民活動推進課係長、支所長、地域振興課職員 17人
	平成24年3月6日 午後6時30分～8時30分 (会場 中之島公民館)	①中之島コミュニティ推進協議会(仮称)の組織及び主要事業について ②平成24年度コミュニティ推進事業計画(案)について	委員、市民活動推進課係長、支所長、地域振興課職員 17人



## 2 平成24年度なかのしまコミュニティ推進準備委員会

会議名	年月日・会場	主な議題等	参加者等
なかのしまコミュニティ推進準備委員会	平成24年5月22日 午後6時30分 ～8時40分 (会場 中之島公民館)	①委嘱状の交付 ②正副委員長の互選について ③平成23年度長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会検討事項の確認、及び今年度委員会の進め方について ④中之島地域のコミュニティ組織の名称及び内容(案)について ⑤中之島地域のコミュニティ組織の構成団体(案)について	委員、市民活動推進課課長・課長補佐、支所長、地域振興課職員 22人
	平成24年7月5日 視察 午後1時～4時 (場所 中之島地域) 委員会 午後4時 ～5時30分 (会場 中之島公民館)	視察研修 ・中之島地域のコミュニティ施設の現状について 委員会 ①中之島地域コミュニティ施設の視察見学を終えての感想 ②第1回委員会での審議未了事項について ③中之島コミュニティ組織の主要事業について	委員、市民活動推進課課長補佐・係長、支所長、地域振興課職員 22人
	平成24年9月25日 午後6時30分 ～8時30分 (会場 中之島公民館)	・中之島地域がめざす新たなコミュニティ組織構成(案)について	委員、市民活動推進課係長、支所長、地域振興課職員 21人
	平成24年11月9日 午後6時30分 ～8時30分 (会場 中之島公民館)	①地域への情報発信、団体との打合せの状況について ②公民館からコミセンへの移行イメージ図(案)について ③コミセン化初年度における部会別事業計画の素案作成について	委員、市民活動推進課係長、支所長、地域振興課職員 16人
	平成24年12月19日 午後6時30分 ～8時30分 (会場 中之島公民館)	①中之島コミュニティ推進会議規約(案)及び組織構成図(案)について ②コミセン化に伴う既存施設の利活用計画(案)について	委員、市民活動推進課課長、支所長、地域振興課職員 19人
	平成25年3月27日 午後5時30分 (会場 中之島公民館)	①推進準備委員会検討結果報告書について ②新年度の事業計画について	委員、市民活動推進課係長、地域振興課職員 16人

## (2)長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会設置要綱

平成 23 年 7 月 14 日  
長岡市告示第 327 号

(設置)

第 1 条 本市は、中之島地域におけるコミュニティ組織及びコミュニティセンターの設置を検討し、その検討結果を推進するため、長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 中之島地域におけるコミュニティ推進組織の設立に関する事項
- (2) 中之島地域におけるコミュニティセンターの設置の位置及び施設の内容に関する事項
- (3) 中之島地域におけるコミュニティセンターの管理運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、各界各層から市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、第 2 条に規定する事項を具体的に検討するため、部会を設けることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、中之島支所地域振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会設置要綱(平成 21 年長岡市告示第 253 号)は、廃止する。



(3)平成23年度・平成24年度

長岡市なかのしまコミュニティ推進準備委員会委員名簿

1 平成23年度委員(任期1年)名簿

役職名	委員氏名	選出区分	備考
委員長	高野 尚一	公民館	
副委員長	野上 富三郎	学識経験者	
委員	大原 栄一	公民館	
委員	吉田 興子	社会福祉協議会	
委員	清野 正弘	民生委員・児童委員協議会	
委員	山崎 定太	老人クラブ連合会	
委員	西沢 ムツ	地域食推協議会	
委員	大竹 三津子	児童館	
委員	丸山 正一	地区体育協会	
委員	両田 俊夫	地区体育指導委員会	
委員	高森 精二	学識経験者	
委員	大竹 勝巳	学識経験者	
委員	小林 昇	学識経験者	
計	13名		

2 平成24年度委員(任期1年)名簿

役職名	委員氏名	選出区分	備考
委員長	高野 尚一	公民館	再任
副委員長	野上 富三郎	学識経験者	再任
委員	大原 栄一	公民館	再任
委員	高橋 三夫	公民館	新任
委員	吉田 興子	社会福祉協議会	再任
委員	清野 正弘	民生委員・児童委員協議会	再任
委員	池田 幸夫	老人クラブ連合会	新任
委員	西沢 ムツ	地域食推協議会	再任
委員	大竹 三津子	児童館	再任
委員	丸山 正一	地区体育協会	再任
委員	両田 俊夫	スポーツ推進委員会	再任
委員	高森 精二	学識経験者	再任
委員	大竹 勝巳	学識経験者	再任
計	13名		

## (4)中之島コミュニティ推進会議規約(案)

(名称)

第1条 この会は、中之島コミュニティ推進会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は、中之島コミュニティセンターを拠点として、中之島地域住民の連帯を深め、心豊かで明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- (1) 住民の交流及び生涯学習に関する事業
- (2) 社会福祉の輪を広げ、住みよい社会を築く事業
- (3) スポーツやレクリエーション活動の振興及び健康増進に関する事業
- (4) 育児に関する事業及び青少年の健全育成に関する事業
- (5) 交通安全、防犯・防災などの安全で安心して住める地域づくりに関する事業
- (6) 情報の収集と伝達などの地域コミュニティ活動の推進に関する事業
- (7) その他、コミュニティ推進の理念のもとに行われる事業

(運営の基本理念)

第3条 本会は、地域住民の主体性と自主性を尊重し、地域住民の創意と工夫により運営されなければならない。

(会員と組織)

第4条 本会の会員は、中之島地域に居住する住民及び中之島地域内の関係団体、関係機関の業務に携わる者をもって構成する。

2 本会に、「中之島コミュニティ運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を置く。

3 運営委員会は、本会を構成する団体や機関の構成員、学識経験者及び会長が必要と認める者をもって構成する。

4 本会の目的達成のため、「専門部会」を置く。

5 本会の組織及び構成は、別に定めるものによる。

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、幹事6名、会計監査2名

2 役員は、運営委員会の委員の中から互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。

4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

6 幹事は、コミュニティセンター職員と連携し、本会の事業及び運営を遂行する。

7 会計監査は、会計を監査する。

(会議)

第6条 本会の会議は、運営委員会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 運営委員会の会議の議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合又は役員会の決議により、臨時に開催することができる。

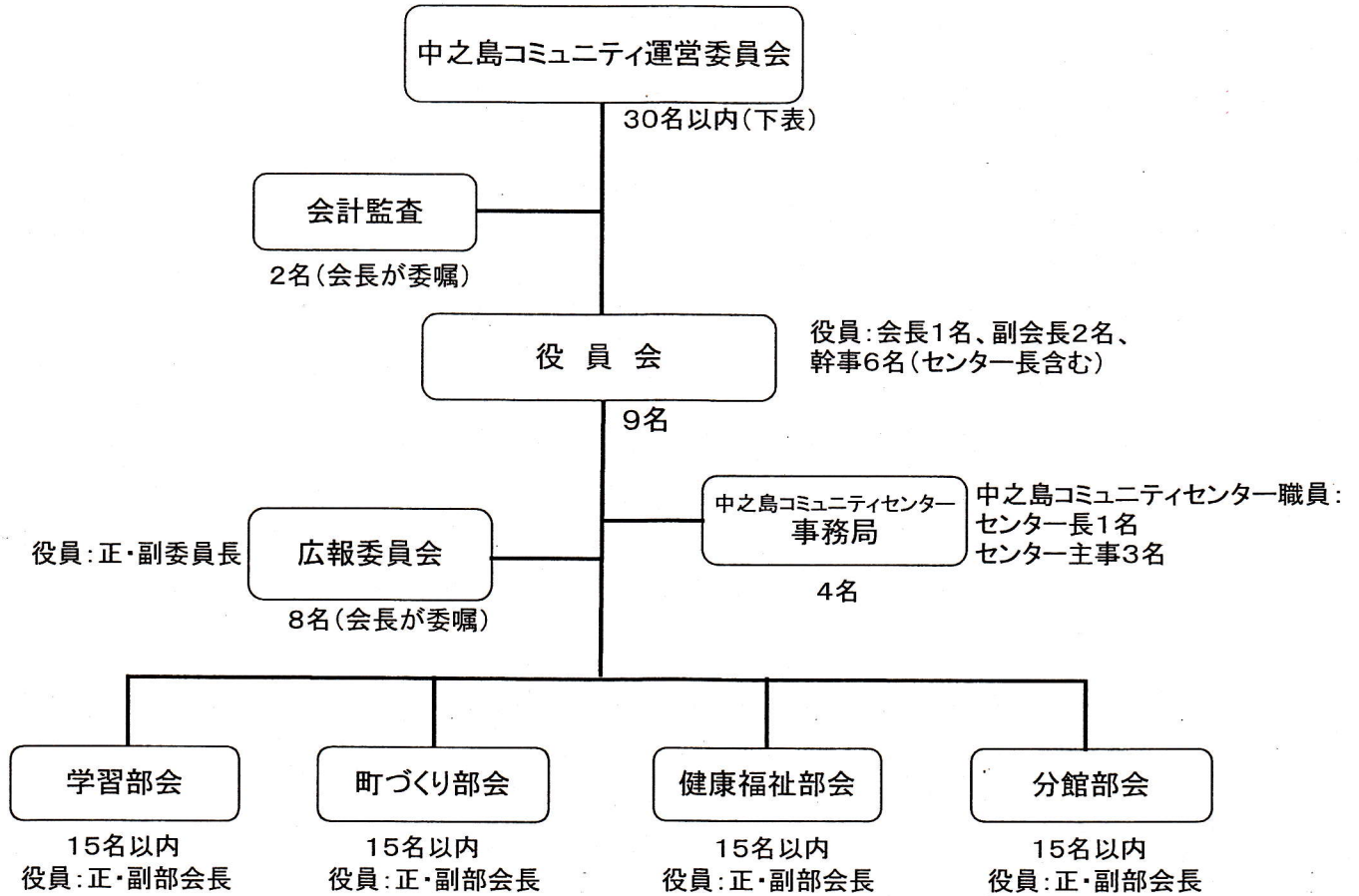


- 2 運営委員会は、次の事項について審議及び決定する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 事業計画、収支予算の承認に関する事項
  - (3) 事業報告、収支決算の承認に関する事項
  - (4) 役員を選任に関する事項
  - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 3 運営委員会を本会の最高議決機関とし、構成員の3分の2以上の出席者及び委任をもって成立し、議事は、出席者の過半数で議決する。
- 4 緊急事項で、臨時の開催が難しい場合は、役員会をもってこれに替えることができる。  
(役員会)
- 第8条 役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
- 2 役員会は、次に掲げる事項について審議及び決定する。
- (1) 運営委員会に付議すべき事項
  - (2) 事業の企画、実施に関する事項
  - (3) センター長、主事及び臨時職員の推薦に関する事項
  - (4) その他、会長が必要と認める事項
- 3 役員会は、役員3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。  
(専門部会)
- 第9条 部会員は、会員の中から選出し、部会の役員は、部会員の中から互選により選出する。
- 2 部会員は、部会の活動の中核的役割を果たすよう努める。
- 3 部会は、部会長が招集し、事業の実施、評価を行い、自主的で創意、工夫のある運営に努める。
- 4 部会長は、部会の事業の実施状況について、運営委員会に報告する。  
(分館)
- 第10条 分館の運営に必要な事項は、地区においてこれを定めるものとする。  
(広報委員会)
- 第11条 本会に、広報活動を円滑に実施するため、広報委員会を置く。
- 2 委員は、会長が委嘱し、役員は、委員の中から互選により選出する。  
(収入)
- 第12条 本会の経費は、補助金、協力金、寄付金、運営委託料、その他の収入を充てる。  
(会計年度)
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。  
(事務局)
- 第14条 本会の事務を処理するために、中之島コミュニティセンター内に事務局を置く。
- 2 事務局員は、本会の運営に必要な事務及び会計の処理に当たる。  
(その他)
- 第15条 本会の運営について、本規約に定めのない事項は、会長が役員会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## (5) 中之島コミュニティ推進会議組織構成 (案)

### 1 中之島コミュニティ推進会議の組織



### 2 中之島コミュニティ運営委員会の構成

No.	団体・機関等の名称	参画委員数
1	連合町内会	8名(各1名)
2	分館部会の代表者	1名
3	長岡市社会福祉協議会中之島支所	1名
4	長岡市消防団中之島方面隊	1名
5	長岡市老人クラブ連合会中之島支部	1名
6	中之島地区民生・児童委員協議会	1名
7	長岡市食生活改善推進協議会中之島支部	1名
8	長岡市スポーツ協会中之島地区体育協会	1名
9	長岡市中之島地区スポーツ推進委員会	1名
10	中之島地域内の小・中学校とPTAの各代表者	2名(各1名)
11	中之島地域内の保育園と保護者会の各代表者	2名(各1名)
12	中之島地域内の児童館、児童クラブの代表者	1名
13	中之島町商工会	1名
14	中之島観光協会	1名
15	にいがた南蒲農協中之島地域内支所の代表者	1名
16	学識経験者	若干名
17	中之島コミュニティセンター長	1名
18	広報委員長	1名



### 3 専門部会の構成

部会名 (部会の構成員数)	部会に参画する 団体等の代表者数	団体・機関等の名称
学習部会 (15名以内)	2名	連合町内会
	各1名	中之島文化懇話会
		中之島郷土史研究会
		中之島芸能協会
		なかのしま銭太鼓愛好会
		峰の会
	その他、学習部会長が認めた団体等	
町づくり部会 (15名以内)	2名	連合町内会
	各1名	中之島地区民生委員・児童委員協議会
		長岡市消防団中之島方面隊
		見附地区交通安全協会中之島支会
		中之島地域内小・中学校 PTA
		中之島地域内保育園保護者会
		にいがた南蒲農協中之島地域内支所
		中之島町商工会
		中之島観光協会
		長岡市赤十字奉仕団中之島分団
		更生保護女性会
	その他、町づくり部会長が認めた団体等	
健康福祉部会 (15名以内)	2名	連合町内会
	各1名	長岡市社会福祉協議会中之島支所
		中之島地区民生委員・児童委員協議会
		長岡市食生活改善推進協議会中之島支部
		長岡市老人クラブ連合会中之島支部
		長岡市スポーツ協会中之島地区体育協会
		長岡市中之島地区スポーツ推進委員会
		中之島地域内児童館、児童クラブ、子育て支援センター
		中之島地域内小・中学校 PTA
		中之島地域内保育園保護者会
		中之島ゲートボール連盟
	中之島太極拳あじさいサークル	
その他、健康福祉部会長が認めた団体等		
分館部会 (15名以内)	2名	連合町内会
	8名	中之島公民館の各分館
	各1名	長岡市老人クラブ連合会中之島支部
		長岡市スポーツ協会中之島地区体育協会
		長岡市中之島地区スポーツ推進委員会
		中之島地域内小・中学校 PTA
中之島地域内保育園保護者会		







(7)中之島地域のコミセン化に伴う既存施設利活用計画(案)

		平成 25 年度												平成 26 年度												平成 27 年度												平成 28 年度												平成 29 年度												平成 30 年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
		コミュニティセンター 開所 ↓																																				中之島公民館の分館 コミセン分館としてスタート ↓																																			
中之島公民館		中之島公民館												なかのしまコミュニティセンター												中之島公民館												なかのしまコミュニティセンター																																			
中之島公民館分館	第1分館													中之島公民館第1分館																								センター第1分館																																			
	第2分館													中之島公民館第2分館																								センター第2分館																																			
	上通分館													中之島公民館上通分館																								センター上通分館																																			
	中通分館													中之島公民館中通分館																								センター中通分館																																			
	中野分館													中之島公民館中野分館																								センター中野分館																																			
	中条分館													中之島公民館中条分館																								センター中条分館																																			
	信条分館													中之島公民館信条分館																								センター信条分館																																			
	三沼分館													中之島公民館三沼分館																								センター三沼分館																																			
	西所分館													中之島公民館西所分館																								センター西所分館																																			